

○昭和43年度における阪神水道企業団恩給条例 の規定による恩給の年額の改定に関する条例

制 定 昭和44年3月17日 条例第1号

(昭和35年3月31日以前に給与事由の生じた恩給年額の改定)

第1条 昭和35年3月31日以前に退職し、若しくは死亡した阪神水道企業団恩給条例(昭和25年12月条例第47号、以下「恩給条例」という。)上の吏員又はこれらの者の遺族に給する恩給条例の規定による退隠料・増加退隠料又は遺族扶助料(以下「退隠等」という。)については、昭和43年10月分(同月1日以後に給与事由の生ずる1ものについては、その給与事由の生じた月の翌月分)以降、その年額を、次の各号に掲げる年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しないものについては、この改定を行わない。

(1) 退隠料及び遺族扶助料については、その年額の計算の基礎となつている給料年額(65歳以上の者並びに65歳未満の遺族扶助料を受ける妻及び子に係る退隠料及び遺族扶助料については、昭和42年度における阪神水道企業団恩給条例の規定による恩給の年額の改定に関する条例(昭和43年3月条例第1号。以下「昭和42年改定条例」という。)第1条第1項第2号及び第2項の規定を適用しないとした場合における退隠料等の計算の基礎となるべき給料年額。以下同じ。)にそれぞれ対応する別表第1の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなして算出して得た年額。

(2) 65歳以上の者並びに65歳未満の遺族扶助料を受ける妻及び子について前号の規定を適用する場合においては、前号の退隠料又は遺族扶助料にあつては別表第1の仮定給料年額に、その年額にそれぞれ対応する別表第2の第1欄に掲げる金額(増加退隠料又は70歳以上の者に係る退隠料若しくは遺族扶助料にあつては、同表の第2欄に掲げる金額)を加えた額を、退職又は死亡当時の給料年額とみなす。

2 前項の退隠料又は遺族扶助料を受ける者がこの条例施行後65歳又は70歳に達したとき(65歳未満の遺族扶助料を受ける妻又は子が65歳に達したときを除く。)は、その日の属する月の翌月分以降、その年額を、この条例施行の際65歳又は70歳に達していたとしたならば、前項の規定により改定年額となるべきであつた年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しないものについては、この改定を行わない。

(昭和35年4月1日以後に給与事由の生じた恩給年額の改定)

第2条 前条の規定は、昭和35年4月1日以後に退職(在職中死亡の場合の死亡を含む。この条において同じ。)した吏員又はこれらの者の遺族で、昭和42年改定条例第2条の規定により退隠料又は遺族扶助料の年額を改定されたものに給する退隠料又

第9章 昭和43年度における阪神水道企業団恩給条例の -197/3/9-
規定による恩給の年額の改定に関する条例

は遺族扶助料の年額の改定について準用する。

2 昭和35年4月1日以後に退職した吏員又はこれらの者の遺族として退隠料等を受けている者（前項に規定する者を除く。）については、昭和43年10月分以降、その年額を、昭和35年3月31日において施行されていた給与に関する条例（以下「旧給与条例」という。）がこれらの者の退職の日まで施行されていたとしたならば、これらの者の旧給与条例の規定により受けるべきであつた退隠料等について阪神水道企業団恩給条例の規定による恩給の年額の改定に関する条例（昭和41年3月条例第1号）第1条及び昭和42年改定条例第1条第1項第1号の規定を適用したとした場合における退隠料等の年額の計算の基礎となるべき給料年額にそれぞれ対応する別表第1の仮定給料年額を退職当時の給料年額とみなして算出して得た年額に改定する。ただし、65歳以上の者並びに65歳未満の遺族扶助料を受ける妻及び子に係る退隠料又は遺族扶助料については、当該仮定給料年額に、その年額にそれぞれ対応する別表第2の第1欄に掲げる金額（増加退隠料又は70歳以上の者に係る退隠料若しくは遺族扶助料にあつては、同表の第2欄に掲げる金額）を加えた額を退職当時の給料年額とみなして算出して得た年額に改定する。

3 前条第1項ただし書及び第2項の規定は、前項の退隠料等の年額の改定について準用する。

（受給年齢に関する特例）

第3条 遺族扶助料に関する前2条の規定の適用については、遺族扶助料を受ける者が2人あり、かつ、その2人が遺族扶助料を受けているときは、そのうちの年長者が65歳又は70歳に達した日に、他の1人も65歳又は70歳に達したものとみなす。

（端数計算）

第4条 この条例の規定により退隠料又は遺族扶助料等の年額を改定する場合において、第1条から第2条までの規定により算出して得た年額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額をもつて第1条から第2条までの規定による改定年額とする。

（職権改定）

第5条 この条例の規定による恩給年額の改定は、企業長が受給者の請求を待たずに行なう。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年10月1日から適用する。

-197/3/10- 第9章 昭和43年度における阪神水道企業団恩給条例の
規定による恩給の年額の改定に関する条例

別表第1

恩給年額の計算の 基礎となつている 給料年額	仮定給料年額	恩給年額の計算の 基礎となつている 給料年額	仮定給料年額
113,500 円	123,800 円	200,800 円	219,000 円
116,600	127,200	207,500	226,300
119,400	130,200	214,300	233,800
123,200	134,400	221,700	241,800
125,500	136,900	229,100	250,000
129,900	141,700	238,500	260,200
136,200	148,600	244,200	266,400
142,800	155,800	251,900	274,800
149,300	162,800	259,300	282,800
156,000	170,200	274,100	299,000
162,500	177,200	278,000	303,200
169,100	184,400	289,200	315,500
173,400	189,100	304,300	331,900
177,500	193,700	320,900	350,000
182,400	199,000	329,300	359,300
189,300	206,500	337,400	368,000
195,100	212,900	349,000	380,800

第9章 昭和43年度における阪神水道企業団恩給条例の -197/3/11-
規定による恩給の年額の改定に関する条例

355,700	388,100	718,200	783,500
375,500	409,700	737,100	804,100
385,300	420,400	773,500	843,800
395,500	431,400	810,300	883,900
415,300	453,000	828,700	904,100
435,200	474,700	846,700	923,600
440,300	480,400	883,100	963,400
456,700	498,200	899,800	981,600
480,000	523,700	919,600	1,003,200
503,100	548,900	956,100	1,043,000
517,400	564,500	995,800	1,086,400
531,400	579,700	1,016,300	1,108,700
559,600	610,400	1,035,700	1,129,800
587,800	641,300	1,056,000	1,152,000
593,500	647,400	1,075,600	1,173,400
615,900	671,900	1,115,300	1,216,700
644,200	702,700	1,155,000	1,260,000
672,400	733,600	1,174,600	1,281,400
700,500	764,200	1,194,800	1,303,400
<p>恩給年額の計算の基礎となつている給料年額が113,500円未満の場合又は1,194,800円をこえる場合においては、その年額に110分の120を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げるものとする。）を仮定給料年額とする。</p>			

-197/3/12- 第9章 昭和43年度における阪神水道企業団恩給条例の
規定による恩給の年額の改定に関する条例

別表第2

仮定給料年額	第 1 欄	第 2 欄	仮定給料年額	第 1 欄	第 2 欄
円 123,800	円 8,800	円 15,500	円 219,000	円 15,500	円 27,400
127,200	9,000	15,900	226,300	16,100	28,300
130,200	9,200	16,300	233,800	16,500	29,200
134,400	9,500	16,800	241,800	17,100	30,200
136,900	9,700	17,100	250,000	17,700	31,200
141,700	10,100	17,700	260,200	18,400	32,500
148,600	10,500	18,500	266,400	18,900	33,300
155,800	11,000	19,400	274,800	19,500	34,400
162,800	11,600	20,400	282,800	20,100	35,400
170,200	12,000	21,200	299,000	21,200	37,400
177,200	12,600	22,200	303,200	21,500	37,900
184,400	13,100	23,100	315,500	22,300	39,400
189,100	13,400	23,700	331,900	23,500	41,500
193,700	13,700	24,200	350,000	24,800	43,800
199,000	14,100	24,800	359,300	25,400	44,900
206,500	14,600	25,800	368,000	26,100	46,000
212,900	15,100	26,600	380,800	26,900	47,600

第9章 昭和43年度における阪神水道企業団恩給条例の -197/3/13-
規定による恩給の年額の改定に関する条例

388,100	27,500	48,500	783,500	55,500	97,900
409,700	29,000	51,200	804,100	57,000	100,500
420,400	29,700	52,500	843,800	59,800	105,500
431,400	30,600	53,900	883,900	62,600	110,500
453,000	32,100	56,600	904,100	64,000	113,000
474,700	33,600	59,400	923,600	65,500	115,500
480,400	34,000	60,000	963,400	68,200	120,400
498,200	35,300	62,300	981,600	69,500	122,700
523,700	37,100	65,400	1,003,200	71,100	125,400
548,900	38,900	68,600	1,043,000	73,900	130,400
564,500	40,000	70,500	1,086,400	76,900	135,800
579,700	41,100	72,500	1,108,700	78,500	138,600
610,400	43,300	76,300	1,129,800	80,000	141,200
641,300	45,400	80,100	1,152,000	81,600	144,000
647,400	45,900	80,900	1,173,400	83,100	146,600
671,900	47,600	84,000	1,216,700	86,200	152,100
702,700	49,800	87,900	1,260,000	89,300	157,500
733,600	51,900	91,700	1,281,400	90,700	160,100
764,200	54,100	95,500	1,303,400	92,400	163,000

仮定給料年額が123,800円未満の場合又は1,303,400円をこえる場合においては、当該年額に対応する第1欄の金額は、恩給年額の計算の基礎となつている給料年額に110分の128.5を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げるものとする。）と仮定給料年額との差額に相当する額とし、当該年額に対応する第2欄の金額は、恩給年額の計算の基礎となつている給料年額に110分の135を乗じて得た額（その額に50円未満の端数があるときはこれらを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。）と仮定給料年額との差額に相当する額とする。